

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年12月5日（水）20：00～20：15

2. 場 所：教育委員会会議室

3. 出 席 者：（市）教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他1名
（組）執行委員長、書記長、他4名

4. 議 題：

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。本日は、「育児部分休暇」の新設をご提案させていただきたいと考えております。それでは、お配りしております「育児部分休暇の新設について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、職員の仕事と育児の両立支援のため、小学校就学の始期から小学校3年生までの子を養育する職員が、1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得できる「育児部分休暇」を新設するものでございます。

「2. 制度内容」につきまして、「（1）対象職員」については正規職員、任期付職員、育児休業代替任期付職員、再任用職員といたします。

「（2）取得要件」につきましては、小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員といたします。

「（3）内容」につきましては、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で15分を単位として取得できるものといたします。なお、正規の勤務時間の始めと終わりで分割して取得することも可能です。ただし、育児時間・介護時間・育児部分休業を取得している職員は、合計2時間を超えない範囲で取得できるものといたします。

「（4）給与の取扱い」につきましては、無給とし、育児部分休業と同様に取得実績に応じて減額するものといたします。勤勉手当については、育児部分休暇の取得により勤務しなかった時間を日に換算して30日を超える場合、全取得時間について7時間45分をもって1日と換算し、勤務期間から除算するものといたします。なお、30日については、育児部分休業を取得した場合、育児部分休暇との合計で30日といたします。

「（5）手続き」につきましては、申請は月ごとに行い、初回は取得予定日の2週間前までに、継続の場合は取得予定月の前月の給与支給日までに請求するものといたします。

「（6）その他」につきまして、他の休暇との併用等については、育児部分休

業と同様といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(組) すでにある育児部分休業とどう違うのでしょうか。

(市) 子供の対象年齢が違います。子の小学校就学の月までは、育児部分休業となります。イメージとしては、今の育児部分休業の制度が延長されたとご理解してもらえたらと思います。

(組) 2つ質問があります。

一つは、特別支援学級とか特別支援学校に通う子供を育てる親についても、小学校三年生までということでしょうか。小学校三年生以上であれば、だいたい家に独りでいられるかという判断かと思いますが、そういった一人で過ごすのがなかなか難しい子供がいる場合に、そういった子供を養育している保護者に何か対応はないでしょうか。

もう一つは、給料の取り扱いについて、昇給についてはどのような対応になるのでしょうか。

(市) まず、二点目について、元々部分休業について特に昇給に影響はありませんので、それについて、今回の育児部分休暇についても同様に影響はないとご認識いただければと思います。一点目については、この制度に関していうと小学校三年までとなっていて、子供が障害をお持ちの場合に休暇制度の対象が伸びるということは特にありません。障害をお持ちの子供に限りませんが、場合によっては、子の看護休暇等の他の休暇制度を利用できるものはあるかと思っています。

(組) 小学校三年生までというのは、小学校三年生を終了するまでということでしょうか。

(市) その通りです。

(組) 突然このタイミングで対象年齢が伸びたのは、何か要求等があったのでしょうか。

(市) 全市的に育児をしている職員が働きやすい環境づくりをという流れではあります。そういった方向性と整合するものと認識いただければと思います。

(組) 育児短時間勤務で働いている先生については、代替や補助の先生を配置してもらっているかと思いますが、この育児部分休暇を取得している先生については、一人としてカウントするのか、何か補助が必要な先生としてカウントするのか。何か校長に周知していただいて、業務を少し負担していただくなどの対応は何かありますか。

(市) その件については、この場で明確にお答えすることは難しいです。一般的には、部分休業を取得されていた場合、一人分欠員が生じるということはない

ので、育児部分休暇を取得された場合に、すぐに代替がつくというわけではないとは思いますが、その学校全体を見て例えば他に短時間勤務の方がいて、配置が必要だとの判断がされることはあると思われます。ただ今回の育児部分休暇の新設にあたって、どういう対応をしていくのかについては、この場ではお答えいたしかねます。確認しまして、後日お答えできる部分があれば、回答させていただきたいと思います。

(組) 現状でも、利用したいけど、その時間に帰れない先生が多くいるので、新しい制度を作っていただけるのはありがたいですが、是非活用しやすい制度にしてもらいたいと思います。

(市) 教職員人事課にもそういった声があったことについてはお伝えさせていただきます。